

山梨県消費者基本計画に基づく平成29年度施策の実施状況

H29実績

消費者基本計画の体系		平成29年度実績		回数		費用		決算見込額(千円)		ふりかえり		所属
基本方針	施策	取組	内容	実施期間	実施回数	実施場所	実施回数	実施費用	見込額	実施状況	実施内容	
1 商品のサービスの安全の確保	(1) 監視・指導・検査の徹底	乳児用・ベビーや家庭用圧力鍋等による事故を未然に防止するため、消費者生活製品安全法に基づく販売店への立入検査・指導	乳児用・ベビーや家庭用圧力鍋等による事故を未然に防止するため、消費者生活製品安全法に基づく販売店への立入検査・指導	9月～12月	随時	消費生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課	
			電気製品による火災事故等の発生を未然に防止するため	電気用品の販売に係る店舗等において、電気用品等の物件を検査を実施(ただし、町村関係のみ)	随時	随時	消費生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課
			ガスによる重大事故を未然に防止するため、ガス事業者及び液化石油ガス法に基づく機器販売店への立入検査・指導	液化石油ガス販売事業者の販売所を対象とした立入検査に併せて、液化石油ガス器具等の検査等を実施(ただし、町村関係のみ)	随時	随時	消費生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課
			医薬品等の安全性を確保するため、医薬品・医療機器等法に基づく医薬品及び医療品販売店等の監視・指導	平成29年度医薬品・医療機器等一斉監視指導実施要領に基づいて実施	随時	随時	消費生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	衛生薬務課
			生活衛生を確保するため、生活衛生関係法令に基づく生活衛生施設等の監視・指導	生活衛生関係法令に基づき、生活衛生施設の監視指導を実施	随時	随時	消費生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	衛生薬務課
			水質の確保を図るため、水道法に基づく水道施設等の監視・指導	水道法に基づき、水道施設等の監視指導を実施	随時	随時	消費生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	衛生薬務課
			消費者安全法に基づく消費者からの重大事故情報やリコール情報の周知、必要に応じて国への立入検査の要請	消費者安全法に基づく重大事故等に係る公表 法第38条第1項に基づく情報提供の通知 製品評価技術基盤機構製品安全センターからのリコール情報の周知 必要に応じて国への立入検査の要請	随時	随時	消費生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課
			調理器具等を使用する際の注意事項の消費者への情報提供	調理器具等を使用する際の注意事項の消費者への情報提供	随時	随時	消費生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課
			商品の欠陥等による消費者事故を防止するため、商品テスト等実施する	商品の欠陥等による消費者事故を防止するため、商品テスト等実施する	随時	随時	消費生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課
			価格高騰時等の買い占めや売り惜み等を抑制するため、指定物資の価格調査、事業者への勧告、県民への情報提供	価格高騰時等の買い占めや売り惜み等を抑制するため、指定物資の価格調査、事業者への勧告、県民への情報提供	随時	随時	消費生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課
(2) 消費者事故の調査・公表	(3) 生活関連物資の安定供給・価格の安定化	災害時における生活必需品の調達協定に基づく物資の供給	災害時における生活必需品の調達協定に基づく物資の供給	H29.11	-	防災危機管理課 山梨県トヨタ協会	-	-	-	事後、協定締結期間が満了し、より実証的な訓練を行い、支援物資供給体制を強化していく	防災危機管理課	
			山梨県地震防災訓練にて協定締結企業との演習を実施	H29.11.26	参加企業 2社	①防災危機管理課 ②山梨県トヨタ協会	-	-	-	事後、協定締結期間が満了し、より実証的な訓練を行い、支援物資供給体制を強化していく	防災危機管理課	
			山梨県買取促進活動推進事業補助金	随時	随時	消費生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課	
			市町村	随時	随時	消費生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課	
			消費者、卸売業者・外資店等における米穀取引の記録・保存と、消費者への産地情報伝達のため、国と連携した事業者等への検査・指導やイベント、展示等を通じた普及啓発の実施	消費者、卸売業者・外資店等における米穀取引の記録・保存と、消費者への産地情報伝達のため、国と連携した事業者等への検査・指導やイベント、展示等を通じた普及啓発の実施	随時	随時	消費生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課
			食品の安全性・信頼性の確保を図るため、生産者、事業者、消費者、行政など、関係者の意見交換の場とする「食の安全・安心を語る会」を開催	食品の安全性・信頼性の確保を図るため、生産者、事業者、消費者、行政など、関係者の意見交換の場とする「食の安全・安心を語る会」を開催	随時	随時	消費生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課
			消費者、生産者、事業者及び学識経験者から構成する「山梨県食の安全・安心推進委員」の開催	消費者、生産者、事業者及び学識経験者から構成する「山梨県食の安全・安心推進委員」の開催	随時	随時	消費生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課
			食品合同調査の機会を通じて、産産物・特定の加工食品(26種類)の原産地表示の普及啓発	食品合同調査の機会を通じて、産産物・特定の加工食品(26種類)の原産地表示の普及啓発	随時	随時	消費生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課
			県内に専用回収箱を設置、県民からの食の安全性に関する相談や事業者の食品表示の方法に係る相談受付	県内に専用回収箱を設置、県民からの食の安全性に関する相談や事業者の食品表示の方法に係る相談受付	随時	随時	消費生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課
			食品の製造販売事業者等が、食品衛生法違反などの恐れがあるため自主的に食品等を回収する場合の県への報告内容をHPにて情報提供	食品の製造販売事業者等が、食品衛生法違反などの恐れがあるため自主的に食品等を回収する場合の県への報告内容をHPにて情報提供	随時	随時	消費生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課
(4) 食の安全・安心の確保	(4) 食の安全・安心の確保	県民への情報提供を充実させるため、食品自主回収情報等の県HPでの公表	県民への情報提供を充実させるため、食品自主回収情報等の県HPでの公表	随時	随時	消費生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課	
			食品衛生法に基づく食品関係施設の監視・指導及び同法に基づく食品等の企画・推進の機会に関する取組	食品衛生法に基づく食品関係施設の監視・指導及び同法に基づく食品等の企画・推進の機会に関する取組	随時	随時	消費生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課
			食品衛生法に基づく食品関係施設の監視・指導及び同法に基づく食品等の企画・推進の機会に関する取組	食品衛生法に基づく食品関係施設の監視・指導及び同法に基づく食品等の企画・推進の機会に関する取組	随時	随時	消費生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課
			食品衛生法に基づく食品関係施設の監視・指導及び同法に基づく食品等の企画・推進の機会に関する取組	食品衛生法に基づく食品関係施設の監視・指導及び同法に基づく食品等の企画・推進の機会に関する取組	随時	随時	消費生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課

山梨県消費者基本計画に基づく平成29年度施策の実施状況

消費者基本計画の体系

平成 29 年度 実績

H29実績

基本方針	施策	取組	内容(概要)	実施場所	実施時期	回数	実施機関	実施回数	実施人数	実施費用(千円)	見込額(千円)	ふりかえり	所属		
3 消費者被害の防止と救済	(1) 県の相談体制の充実	ウ	家電製品の表示の適正化を図るため、家電販売団体等と協働し、家電販売の適正表示調査	家電販売団体	12月～1月	年1回	(公社)全国家電電気製品公正取引協議会小売業部・山梨県支部	1	1	—	—	予定どおり実施	消費生活安全課 県民生活センター		
		エ	消費者の適切な選択機会を確保するため、食品表示法に基づき事業者への指導・措置命令等	対象事業者	—	—	消費生活センター	—	—	—	—	—	規定に基づき実施	消費生活安全課 県民生活センター	
		オ	食品表示の適正化を図るため、合同調査の実施	食品等事業者	平成29年度山梨県食品衛生監視指導計画に基づいて実施	—	—	—	—	—	—	—	—	予定どおり実施	衛生課
		カ	有害物質を含有する家庭用品による健康被害を防止するため、有害物質を含有する家庭用品規制法に基づく販売規制・回収命令、立入検査	事業者	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づいて実施	9月	1回	消費生活センター	1	1	—	—	—	計画どおり実施	消費生活安全課
		キ	食品等の内容量表示の適正化を図るため、計量法に基づき表示を行う者への適正表示の指導、対象商品を製造及び販売する事業者等への立入検査	スーパーマーケット、道の駅等	食品(肉類・魚類、野菜等のパック詰め品等)の内容量表示立入検査の実施	年2回 (6～8月、10～12月)	調査数 24事業所	—	—	—	—	—	—	計画どおり、店舗への立入検査を実施した。	産業政策課
		ク	前払式特定取引等における契約の適正化を図るため、割賦販売法に基づく事業者への立入検査等	対象事業者	関東経済産業局との合同調査	10月、11月	立入検査 2件	—	—	—	—	—	—	計画どおり実施	消費生活安全課
		ケ	特定商取引法及び消費者生活条例に基づく悪質事業者への指導、行政処分	対象事業者	関係機関との情報共有し、必要に応じ指導を行う	—	—	—	—	—	—	—	—	規定に基づき実施	消費生活安全課
		コ	資金業法に基づく事業者への立入検査・行政処分	登録資金業者	関係機関との情報共有し、必要に応じ指導を行う	—	—	—	—	—	—	—	—	規定に基づき実施	県民生活センター
		カ	旅行業法の適正化を図るため、旅行業法に基づく事業者への立入検査	旅行事業者	旅行業法第26条第3項に基づき、旅行業法の遵守状況を確認するため、旅行業者等に立入検査を行う。	3月	検査 3箇所	(社)全国旅行業協会山梨県支部	1	1	—	—	—	例年通り実施できた。	観光企画課
		キ	宅地建物取引の適正化を図るため、宅地建物取引業法に基づく事業者への指導・監督	宅地建物取引業者	新居免許事業者を中心に宅地建物取引業者への立入調査を行い、宅地建物の取引の公正を確保することを目的とする。	11月～12月	27業者	—	—	—	—	—	—	—	建築住宅課
		ク	サイバー犯罪のノウハウの取締	—	サイバー・ノウハウによる違法情報等の把握・取締	—	—	—	—	—	—	—	—	—	県警本部生活安全捜査課
		ケ	生活経済関係法令に基づくヤミ金融、悪質商法等の生活経済犯の取締	—	生活経済関係法令に基づくヤミ金融、悪質商法等の生活経済犯の取締	—	—	—	—	—	—	—	—	—	県警本部生活安全捜査課
		ク	取締を強化するため、関係機関等との情報共有	—	取締を強化するため、関係機関等との情報共有	—	—	—	—	—	—	—	—	—	県警本部生活安全捜査課
		ア	消費者安全の確保のため、地域で活動する消費生活協力員の委嘱	消費生活協力員	山梨県消費生活条例に基づき、消費生活協力員を委嘱し、全市町村に配置(活動内容) 市町村消費生活相談窓口の周知、市町村消費生活相談窓口への相談等の取次、見守り活動、消費者教育、啓発活動等 ※H29年度～新たに消費生活協力員を委嘱	消費生活協力員	任期 2年 協力員 H28.4.1～H30.3.31 協力員 H29.4.1～H31.3.31	協力員 85名 協力員 3回	県民生活センター・市町村	552	552	552	消費生活協力員、協力員が地域の見守りに取り組み始めるか	消費生活安全課	
イ	消費者行政推進会議による情報共有	消費者行政推進会議	消費者行政推進会議(教育関係協議会)に、法に基づく消費者被害情報の連絡体制、消費者被害、消費者被害等に関する相談体制について情報共有	庁内関係所属	H29.6 開催	1回 27関係所属	県民生活センター	—	—	—	予定どおり実施	消費生活安全課			
ウ	消費生活相談窓口の周知を図るため、県HP、情報誌、テレビ等を活用した広報の実施	県HP、SNS	県HP、SNSによる消費者被害、消費者被害の注意喚起情報の発信 消費生活情報誌「かいじり」の発行・配布 テレビスポット「らじの情報」の放送 啓発向け、高齢者向け消費者被害防止チラシの作成 等	県民	—	—	市町村・金融広報委員会	59,556	52,996	52,996	交付金の内示額が減少したため一部の事業の休止、見直しを行った。	消費生活安全課 県民生活センター			
エ	消費者ホットライン(188)の周知	消費者庁	消費者月間における啓発事業、その他広報活動による周知	県民	—	—	—	—	—	—	—	予定どおり実施	消費生活安全課 県民生活センター		
オ	消費者や市町村に対する消費者トラブルやリコール等に関する情報提供	消費者や市町村	消費者庁、国民生活センター、その他関係機関からの消費者トラブルやリコール等に関する情報を県HP及び市町村を通じて住民に周知、情報提供	県民 市町村	—	—	—	—	—	—	—	—	消費生活安全課 県民生活センター		
カ	消費者からの苦情相談に係る助言・あつせん等	消費者からの苦情相談	消費者からの苦情相談に係る助言・あつせん等を行う	県民	—	—	—	—	—	—	—	—	消費生活安全課 県民生活センター		
キ	消費生活被害等が疑われる場合、相談者の同意に基づき早期情報提供を行う	消費生活被害等が疑われる場合、相談者の同意に基づき早期情報提供を行う	消費生活被害等が疑われる場合、相談者の同意に基づき早期情報提供を行う	関係機関	—	—	—	—	—	—	—	—	消費生活安全課 県民生活センター		
ク	消費生活相談員の資質向上のため、レベルアップ研修等の実施	消費生活相談員の資質向上のため、レベルアップ研修等を実施する	消費生活相談員の資質向上のため、レベルアップ研修等を実施する	消費生活相談員等	—	—	—	—	—	—	—	—	消費生活安全課 県民生活センター		
ケ	PO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)を活用した消費者トラブル等の分析・情報提供	PO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)を活用した消費者トラブル等の分析・情報提供を行う	PO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)を活用した消費者トラブル等の分析・情報提供を行う	県民 市町村	—	—	—	—	—	—	—	—	消費生活安全課 県民生活センター		

山梨県消費者基本計画に基づく平成29年度施策の実施状況

消費者基本計画の体系

平成 29 年度 実績

H29実績

基本方針	施策	取組	内容(概要)	実施主体	実施期間	実施回数 (実施回数)	実施人数 (実施人数)	実施団体 (実施団体)	予算額 (千円)	決算 見込額 (千円)	ふりかえり	所属	
(2) 市町村における相談体制の充実	取組	コ 弁護士など専門家による無料相談の実施	弁護士など専門家による無料相談を実施する	県民	通年	364コマ	利用者 597人	弁護士会、消費生活安全課	2073	2073	予定どおり実施	県民生活センター	
		ク 成年後見制度の普及・啓発及び日常生活自立支援の活用	・県社会福祉協議会に「地域福祉推進センター」を設置し、日常生活支援業務に関する調査、調査、研究、広報、啓発、研修等を実施。 ・県社会福祉協議会(甲府市社協)に委託し、利用者への自立支援計画の策定、日常的な金銭管理サービスや日常生活支援サービスを実施。	認知症高齢者、知的障害者等のうち、判断能力が不十分な者	通年	1	利用者 597人	山梨県社会福祉協議会	42021	41,130	市町村及び社会福祉協議会職員を予定しておらず、実績なし。	福祉保健総務課	
		ク 関係機関と連携した警察安全相談の実施	相談業務に当たる機関・団体が連携して迅速適切な相談対応 ・防犯講習における注意喚起、各種広報媒体を活用した注意喚起の実施 ・関係機関との連携による消費者被害の防止に関する広報啓発活動の推進 広域連携による相談体制の整備を推進するため、該当市町村を訪問、市町村関係機関が関係する検討会等において、財言・意見調整等を実施	消費者	通年	随時	随時	消費生活安全課、県民生活センター	-	-	-	県警本部総務課	
		ク 消費生活センターの設置等に係る広域連携の調整	消費生活相談員養成研修の実施 (平成28年度 単年度事業)	該当市町村	通年	随時	随時	市町村	-	-	-	消費生活安全課	
		ク 市町村職員の研修や消費生活相談員養成講座の実施	市町村消費生活行政職員及び消費生活相談員レベルアップの実施	市町村消費生活相談員	通年	研修:年9回	随時	-	-	367	310	予定どおり実施	県民生活センター
		ク 消費者ホットライン(188)と市町村相談窓口の周知	消費者月間における啓発事業、その他広報活動による周知	県民	通年	随時	随時	-	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課
		ク PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)の普及促進、効果的な情報共有	相談員配置等に併せ、新規にPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)を導入について指導	該当市町村	通年	随時	随時	県民生活センター、市町村、消費者庁	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課
		ク 消費生活相談員等の電話や訪問による市町村支援	PIO-NETを活用し、効果的な情報共有を図る	市町村	通年	随時	随時	消費生活安全課、市町村、消費者庁	-	-	-	随時実施	県民生活センター
		ク 相談への対応、困難事案の解決、啓発、PIO-NET操作など、消費生活相談窓口における相談業務の技術的支援を実施	相談員への対応、困難事案の解決、啓発、PIO-NET操作など、消費生活相談窓口における相談業務の技術的支援を実施	消費生活相談員等	通年	随時 (訪問支援 15市町)	随時	消費生活安全課	-	-	-	予定どおり実施	県民生活センター
		(3) 見守り体制の構築	取組	カ 消費生活相談員等の電話や訪問による市町村支援	各市町村において見守り活動を実施する消費者生活協力員及び消費者生活協力員に、消費生活情報誌や消費者被害、被害等に関する情報資料を送付。	消費生活協力員 消費生活協力員	通年	随時	随時	-	-	-	予定どおり実施
カ 「見守りネットワーク」の活動を支援するため、消費者被害や被害及び「見守りネットワーク」等に関する情報の提供	「高齢者等の安心、安全な生活環境づくりに向けた協定※」の締結に基づき金融機関への情報提供 ※県内5金融機関と締結、見守り活動、消費者教育、啓発活動の実施を内容とする消費者行政において初めての協定。同5金融機関を消費生活協力員として登録			消費生活協力員	通年	随時	随時	-	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課
カ 「見守りネットワーク」の活動を支援するため、出前講座において「見守り関係者講座」を実施	「見守りネットワーク」の活動を支援するため、出前講座において「見守り関係者講座」を実施			見守り活動者	通年	随時	随時	-	-	-	-	予定どおり実施	県民生活センター
カ 市町村が設置した消費者安全確保地域協議会の円滑な運営と相互連携を図るため、山梨県消費者安全確保地域協議会連絡会議(仮称)の設置	市町村の消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク等)の設置、若くは協議会(見守りネットワーク等)の取組を推進するため、「山梨県消費者安全確保推進会議」を設置 市町村の見守りネットワーク構築のために必要な情報提供、研修等実施			市町村消費生活行政	会議設置 H29.4.1 5月、11月開催	会議開催 2回/年	随時	市町村	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課
カ 消費者団体が実施する消費者への啓発や教育、被害防止等の活動に対する支援	消費者団体活動事業補助金 「山梨県消費者啓発活動推進協議会」による食の安全・安心に関する事業、環境に配慮した消費生活に関する事業に対して助成			消費者団体	10月～3月	助成事業数:10事業	随時	消費者団体	-	600	500	予定どおり実施	消費生活安全課
カ 消費者団体や事業者団体等との意見交換や情報提供	消費者団体との連携、意見交換会のほか 意見交換会(生命保険協会)、消費者安心講話会(損害保険協会)、暮らしの電化懇話会(日本電化協会)等、各種事業者団体が行う会議、研修会等への参加			消費者団体 関係事業者団体	通年	随時	随時	消費者団体、事業者団体	-	-	-	随時実施	消費生活安全課
カ 消費者団体や事業者団体との連携による消費者被害の防止に関する講座やセミナーの開催	消費生活地域協議会委託事業			県民	委託期間 8月～1月	委託先:2消費者団体 講座開催各団体 3地域以上6事業	随時	消費者団体	-	600	600	予定どおり実施	県民生活センター
カ 連絡消費者団体(消費者に代わって差止め請求権を行使できる法人)や公益的団体等との連携	連絡消費者団体への認定を目指す「やまなし消費者支援ネットワーク」の構築 相談会を実施			該当団体	通年	随時	随時	該当団体	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課
カ 関係機関・団体との連携による債務問題の解決に向けた支援	多重債務者相談強化キャンペーン、法律無料相談会への協力			県民	9月から12月	2回	随時	弁護士会、司法書士会	-	-	-	予定どおり実施	消費生活安全課
(5) 多重債務問題の解決	取組			弁護士による無料相談の実施	弁護士による無料相談の実施	県民	通年	利用者数 334人	弁護士会、消費生活安全課	2,073	2,073	予定どおり実施	県民生活センター

山梨県消費者基本計画に基づく平成29年度施策の実施状況

消費者基本計画の体系

平成 29 年度 実績

H29実績

基本方針	施策	取組	内容	対象者	時期	回数	実施団体	予算額(千円)	決算見込額(千円)	ふりかえり	所属
		コ 「やまなしナビネット」による学習情報の提供	「キャンパスネットやまなし」により、様々な学習機会の提供、及び学習成果の適切な評価を実施。「やまなしナビネット」により、インターネットを通じて多様な学習機会や指導者等の情報を提供。	一般県民	通年	キャンパスネットやまなしの新加入会者数225人、やまなしナビネットの新登録数1,366件	県内各種団体	2,279	2,213	キャンパスネットやまなしの普及及び入会者の勧誘を行い、入会者の増加に努めた。やまなしナビネットの普及及び利用者増加に努めた。平成30年度も継続して取り組んでいく。	生涯学習文化課
		サ ライフステージに応じた啓発リーフレット等の作成・活用	ライフステージに応じた啓発リーフレット等の作成・活用	県民	通年	小中学生向け 5,250部 若者向け 16,850部 その他 13,650部	消費生活安全課	-	-	随時実施	県民生活センター
		シ ライフステージに応じた出前講座(児童生徒講座、若者講座、高齢者講座、一般成人講座、見守り関係者講座、教職員講座)の活用促進	ライフステージに応じた出前講座(児童生徒講座、若者講座、高齢者講座、一般成人講座、見守り関係者講座、教職員講座)の活用促進	県民	通年	児童生徒講座 66回 若者講座 8回 高齢者講座 49回 一般成人講座 22回 見守り関係者講座 4回 教職員研修会 4回 計173回	消費生活安全課	-	-	予定どおり実施	県民生活センター
		ス 子どもへの事故防止に向けた情報発信・啓発	国民生活センター「子どもサポート情報」ほか、子どもの事故防止に向けた情報の発信、市町村を通じて住民への周知	県民	通年	随時	消費生活安全課	-	-	予定どおり実施	県民生活センター
		セ 大学生の消費生活に関する実践的な能力を育成するため、大学と連携した消費者啓発イベント等の作成・活用	大学生の消費生活に関する実践的な能力を育成するため、大学と連携した消費者啓発イベント等の作成・活用	大学生	通年	随時	消費生活安全課	-	-	随時実施	県民生活センター
		リ 安全・安心に関する情報を提供するため、情報コーナーの設置	県民生活センターにおけるポスター、啓発資料展示等、情報コーナーの設置	県民	通年	随時	消費生活安全課	-	-	予定どおり実施	県民生活センター
		タ 消費者被害防止のため、くらしの情報(テレビ放送)による注意喚起	平日土曜日の夕方、30秒のスポット放送(くらしの情報)による注意喚起	県民	通年	534回	消費生活安全課	8,336	8,336	予定どおり実施	県民生活センター
		チ こども学習院における消費生活講座の実施	こども学習院における消費生活講座の実施	受講生	5月、9月、11月、12月	年5回	消費生活安全課	-	-	予定どおり実施	県民生活センター
		チ こども学習院における消費生活講座の実施	こども学習院における消費生活講座の実施	受講生	年間25講座 この中で消費・経済などを扱う	開催数 12回 参加者数 延べ346名	(公財)やまなし文化学習協会 県内4教育事務所	20,511	20,511	県民生活センターから講師を招き、身近な消費生活の問題について学んだ。	社会教育課
		ツ 自立した消費者としての基礎を培うため、学習指導要領に基づく消費者教育の実施	自立した消費者としての基礎を培うため、学習指導要領に基づく消費者教育の実施	小学生 中学生	9月、12月	3回	文部科学省生涯学習政策局	-	-	5月、9月、11月の間、県民生活センターから講師を招き、身近な消費生活の問題について学んだ。	私学・科学振興課
		テ 幼児期における消費者教育を推進するため、子育て支援団体等を活用した啓発の実施	幼児子育て支援団体等による講座及び保育士への研修等における出前講座の活用促進	幼児 保護者 保育士	保育所(園)長会議 学習指導要領の位置づけによる	開催数 1回 参加者数 延べ210名	-	-	乳幼児の事故防止を図る観点から出前講座の活用について周知	子育て支援課	
		ト 他の学校における活用を図るため、授業実践例のHPへの掲載	他の学校における活用を図るため、授業実践例のHPへの掲載	小学生 中学生	学習指導要領の位置づけによる	掲載指導案数: 1	-	-	各教科、公民科において授業の実践例が掲載された。	義務教育課	
		ア 消費者団体の担い手を育成する取組への支援	消費者団体活動事業補助金 1.山梨県消費者啓発活動推進協議会による安全・安心に関する事業、環境に配慮した消費生活に関する事業に対して助成 2.山梨県消費生活安全条例に基づき、消費生活協力員を養成し、全市町村に配置 (活動内容)市町村が実施する消費者教育啓発事業等への協力、地域における消費者被害防止の啓発活動	消費者団体	10月～3月	85名	消費生活センター・市町村	-	-	各教科、公民科において授業の実践例が掲載された。	消費生活安全課
		イ 地域における消費者教育の推進を図るため、消費生活協力員の養成、研修の実施	消費生活協力員の活動に資するため、必要な情報の提供、研修を実施	消費生活協力員	任期 H28.4.1～H30.3.31	1名	消費生活安全課	-	-	予定どおり実施	消費生活センター
		ウ 消費者教育を担う多様な主体による連携・協働した体制づくりを図るため、コーディネーターの配置等の検討	県民生活センターに消費者教育コーディネーターを中心に今後のコーディネーターの役割、市町村、教育委員会等、関係機関との連携や体制づくりを検討	県民	H28.4.1～	1名	消費生活安全課、義務教育センター	-	-	随時実施	消費生活センター
		エ 小・中・高の教職員の指導力の向上を図るため、国の調査研究結果を活用した情報提供、消費者教育教材の配布	小・中・高の教職員の指導力の向上を図るため、国の調査研究結果を活用した情報提供、消費者教育教材の配布	小・中・高の教職員	通年	随時	消費生活安全課、義務教育センター	-	-	随時実施	県民生活センター

山梨県消費者基本計画に基づく平成29年度施策の実施状況

消費者基本計画の体系

平成29年度実績

H29実績

基本方針	施策	取組	実施状況				実施回数 (回)	参加者数 (人)	費用 (千円)	見込額 (千円)	ふりかえり	所属
			実施期間	実施回数	参加者数	費用						
(3)関連する教育との連携 ①環境教育	取組	オ	大学の教職員の消費生活問題への理解を深めるため、消費生活講座等の情報提供、出前講座の実施	6月～2月	年8回	消費生活安全課	消費生活安全課	31	31	食生活改善推進員連絡協議会及び調理師会等に目的を達成させた。表彰品代12千円	健康増進課	
		カ	市町村の消費者教育の担い手を育成するため、消費生活相談員等レベルアップ研修の実施、情報提供	8月等	4回	消費生活安全課、総合教育センター	消費生活安全課、総合教育センター	135	135	保育所等訪問時に地域地消や食育の推進について周知	子育て支援課	
		キ	教職員研修を効果的に実施するため、出前講座の実施	研修会 7/25	参加者 11名	—	—	—	—	—	—	—
		ク	環境に与える消費活動の影響を自覚する消費者を育成するため、環境学習指導者(やまなしエコリーダー)の派遣	平成29年4月～	派遣回数 44回 参加者数 1,920人	—	—	819	608	消費者教育を推進するため、新たな環境学習指導者(やまなしエコリーダー)を養成する必要がある。	森林環境総務課	
		コ	県民がライフスタイルを見直す契機とするため、レジ削減の促進、環境学習指導者(やまなしエコリーダー)の育成、環境学習指導者(やまなしエコリーダー)の派遣	通年	各種イベントでの啓発利用の配布・パネル展示を行う	819	819	819	819	—	—	—
		カ	安心・安全の確保や食育に関する消費者の知識や理解を深めるため、食育推進シンポジウム、食の安全・食育推進大会の開催	6月、9月	シンポジウム1回 推進大会1回	717	427	717	427	予定どおり実施	消費生活安全課	
		キ	食品関連事業者、NPO法人等の食育活動の促進のため、やまなし食育推進協議会として登録、県ホームページ等での食育に関する活動の内容や事業所の紹介	通年	随時	—	—	—	—	予定どおり実施	消費生活安全課	
		ク	食品ロスに対する認識を高め、消費行動を改善するため、食品ロス削減研修会・意見交換会の開催	通年	随時	—	—	—	—	予定どおり実施	消費生活安全課	
		ケ	食品ロスに対する認識を高め、消費行動を改善するため、食品ロス削減研修会・意見交換会の開催	通年	随時	—	—	—	—	予定どおり実施	消費生活安全課	
		コ	食品ロスに対する認識を高め、消費行動を改善するため、食品ロス削減研修会・意見交換会の開催	通年	随時	—	—	—	—	予定どおり実施	消費生活安全課	
		ク	食品ロスに対する認識を高め、消費行動を改善するため、食品ロス削減研修会・意見交換会の開催	通年	随時	—	—	—	—	予定どおり実施	消費生活安全課	
		(3)関連する教育との連携 ②食育	取組	オ	安心・安全の確保や食育に関する消費者の知識や理解を深めるため、食育推進シンポジウム、食の安全・食育推進大会の開催	6月、9月	シンポジウム1回 推進大会1回	717	427	717	427	予定どおり実施
カ	安心・安全の確保や食育に関する消費者の知識や理解を深めるため、食育推進シンポジウム、食の安全・食育推進大会の開催			6月、9月	シンポジウム1回 推進大会1回	717	427	717	427	予定どおり実施	消費生活安全課	
キ	食品関連事業者、NPO法人等の食育活動の促進のため、やまなし食育推進協議会として登録、県ホームページ等での食育に関する活動の内容や事業所の紹介			通年	随時	—	—	—	—	予定どおり実施	消費生活安全課	
ク	食品ロスに対する認識を高め、消費行動を改善するため、食品ロス削減研修会・意見交換会の開催			通年	随時	—	—	—	—	予定どおり実施	消費生活安全課	
ケ	食品ロスに対する認識を高め、消費行動を改善するため、食品ロス削減研修会・意見交換会の開催			通年	随時	—	—	—	—	予定どおり実施	消費生活安全課	
コ	食品ロスに対する認識を高め、消費行動を改善するため、食品ロス削減研修会・意見交換会の開催			通年	随時	—	—	—	—	予定どおり実施	消費生活安全課	
カ	安心・安全の確保や食育に関する消費者の知識や理解を深めるため、食育推進シンポジウム、食の安全・食育推進大会の開催			6月、9月	シンポジウム1回 推進大会1回	717	427	717	427	予定どおり実施	消費生活安全課	
キ	食品関連事業者、NPO法人等の食育活動の促進のため、やまなし食育推進協議会として登録、県ホームページ等での食育に関する活動の内容や事業所の紹介			通年	随時	—	—	—	—	予定どおり実施	消費生活安全課	
ク	食品ロスに対する認識を高め、消費行動を改善するため、食品ロス削減研修会・意見交換会の開催			通年	随時	—	—	—	—	予定どおり実施	消費生活安全課	
ケ	食品ロスに対する認識を高め、消費行動を改善するため、食品ロス削減研修会・意見交換会の開催			通年	随時	—	—	—	—	予定どおり実施	消費生活安全課	
コ	食品ロスに対する認識を高め、消費行動を改善するため、食品ロス削減研修会・意見交換会の開催			通年	随時	—	—	—	—	予定どおり実施	消費生活安全課	

山梨県消費者基本計画に基づく平成29年度施策の実施状況

消費者基本計画の体系

平成 29 年度 実績

H29実績

基本方針	施策	取組	実施回数	参加者数	費用	見込額(千円)	ふりかえり	所属		
(3)関連する教育との連携 ③金融経済教育	取組	ス	地産地消、食育の推進を図るため、ふるさと特産品フェアやフェアスタマキは等の開催	一般県民	H29.10.21 開催数1回 来場者数1万人程度	2,400	2,400	台風の影響で目的の開催であったが、県産農産物等のPRが図られ、消費者との交流が促進された。	農政総務課	
		セ	県内農産物直売所・飲食店等の利用拡大による地産地消の推進	生産者、流通業者、直売所関係者、消費者等	H30年1月18日 1回 140名	209	209	講演者の考えを農産物直売所の在り方の議論などとして、参加者の意識改革や消費者との信頼関係の構築などについて関心が高まった。	果樹・6次産業振興課 (販売・輸出支援室)	
		シ	食や農業に関する関心を高め理解を促進するため、高校生を対象とした農業体験を実施する。	県民等	10月1日 1回 来場者数:1.5万人	670	670	予定どおり県産肉のPRができた。	畜産課	
		タ	学校における食育指導体制の充実を図るため、栄養教諭等研修会の実施	栄養教諭 学校栄養職員	H29年6月～9月 リレーイベント 8,000部	620	605	観光客に対して県内の農産物直売所を紹介するリーフレットを作成・配布すること等新たな利用者の取り込みを図った。	果樹・6次産業振興課 (販売・輸出支援室)	
		チ	健全な食生活の実現と心身の成長を図り、生涯を通じて健康で心豊かな食生活を営むため、児童生徒及び保護者に対する啓発活動の実施	栄養教諭 学校栄養職員	H29.7.29 H29.8.19	198	198		農業技術課	
		ツ	望ましい生活習慣や食習慣を身につけさせるため、学校における食育推進事業の実施	①栄養教諭 ②学校栄養職員 ③市町村	①実施校 通年 ②シボプログラム 2月	4,253	3,714	計画どおり実施できた	スポーツ健康課	
		テ	地域の農業生産者等との協力による学校給食での地産地消の推進	①栄養教諭 ②学校栄養職員	①通年 ②				スポーツ健康課	
		ト	金融に関する知識・判断力の向上のため、県金融広報委員会(会注)、甲府財務事務所と連携した金融経済教育の推進	一般消費者	H28.11				予定どおり実施	消費生活安全課
		ナ	児童生徒の健全な金融観を育むため、金融・金融教育研究校による金融教育の実施、講演会・公開授業の実施	①小中学校 ②高等学校 ③幼稚園	11月 10月 6月	1回			「指定校の推薦」12月小・中・高に通知。「金融教育推進」について9月高等学校に通知、「お父さん等」の推薦6月私立学校教育振興会に通知。	私学・科学振興課
		ニ	金融に関する知識・判断力の向上のため、消費者教育講座、県立ち教室などの県金融広報委員会と連携した金融教育に関する授業の実施	①柳坂東山H28～H29 ②秋山山H29～H30	①12月1日 ②未定	①金融教育公開授業1回、参加者数:83名、配布枚数:500枚 ②金融教育学習会等			12月1日に柳坂東小で公開授業が実施された。	義務教育課
			現在および将来の生活を支え得る金融・経済に関する正しい知識の習得のため、具体的な教育を実施し、その効果的な方法を研究することを目的として、金融・金融教育研究校における金融教育の実施。	高等学校	研究指定校の研究推進時期による	各教科等に金融教育の授業(通年) 県立ち教室 1回 金融基礎講座 1回			金融教育公開授業実施(10月) 県立ち教室 1回 金融基礎講座 1回	高校教育課
			県立ち教室の案内の通知	②高等学校	6月、11月	2回			9月各私立高等学校に通知を行った。	私学・科学振興課
			○消費者教育講座、県立ち教室などの県金融広報委員会と連携した金融教育に関する授業の実施、 ○消費生活に関する様々な情報や消費者トラブル防止のための県民生活センターによる出前講座。	高等学校	通年	○県立ち教室 10回 (学校の希望により反動) 教育対策センター 1回 ○消費生活出前講座			○金融広報委員会主催 ・県立ち教室 12回 ・消費者教育講座 1回	高校教育課

山梨県消費者基本計画に基づく平成29年度施策の実施状況

H29実績

消費者基本計画の体系		取組		内容(内容)		対象者	時期	実施回数	実施団体	実施費(千円)	決算見込額(千円)	ふりかえり	所属			
基本方針	施策	④国	③関連する教育との連携	④国際理解教育	③関連する教育との連携	⑤法教育	国際理解への関心を高めるため、学習指導要領に基づく国際理解教育の実施	公民科において、国際社会が共通に抱える諸課題について取り上げ、国内外的側面と国際的側面との関連や国際的依存の深化を意識させながら相互に深く関連し合っていること等の学習を実施。	公民科において、法や規範の意義や役割、司法制度の在り方を理解させるため、「裁判員制度」などを具体的に取り上げ、討論・意見発表などを通じた指導の実施。消費者行政などをテーマに討論発表・個人学習など実施的消費者教育を行う。	小学生 中学生	学習指導要領の位置づけによる	学習指導要領に基づく年間指導計画による	-	-	各学校において、学習指導要領に基づき実施された。	義務教育課
										高等学校	学習指導要領の位置づけによる	1回	文部科学省初等中等教育局 教育課程課、甲府地方検察庁	-	-	5月小・中・高等学校に通知を行った。
									公民科において、法や規範の意義や役割、司法制度の在り方を理解させるため、「裁判員制度」などを具体的に取り上げ、討論・意見発表などを通じた指導の実施。消費者行政などをテーマに討論発表・個人学習など実施的消費者教育を行う。	中学生	学習指導要領の位置づけによる	学習指導要領に基づく年間指導計画による	-	-	各学校において、学習指導要領に基づき実施された。	義務教育課
									公民科において、法や規範の意義や役割、司法制度の在り方を理解させるため、「裁判員制度」などを具体的に取り上げ、討論・意見発表などを通じた指導の実施。消費者行政などをテーマに討論発表・個人学習など実施的消費者教育を行う。	高等学校	学習指導要領の位置づけによる	学習指導要領に基づく年間指導計画による	-	-	・選管出前講座 6校 ・弁護士出前講座 18校	高校教育課